

【厚生労働大臣が定める届出に係る掲示事項等】

1. 当クリニックは、保険医療機関として指定を受けた医療機関です

2. 許認可等

労働者災害補償保険法指定医療機関

難病医療費助成指定医療機関

生活保護法医療扶助指定医療機関

小児慢性特定疾病医療費助成指定医療機関 等

3. 地方厚生（支）局長へ届出を行っている事項

◇基本診療料の施設基準に関する届出

外来感染対策向上加算

連携強化加算

医療DX推進体制整備加算

◇特掲診療料の施設基準に関する届出

神経学的検査

外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）1

4. 明細書発行について

2010年4月1日から正当な理由がない限り、原則として診療明細書を無料で発行することが義務付けられています。

なお、プライバシーに配慮するため、診療明細書の発行を希望されない方は事前にその旨をお申し出ください。

5. 一般名処方について

当クリニックでは、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給を推進するため医薬品の有効成分名を記載した処方箋の交付を進めています。

後発医薬品のある医薬品について、特定の商品名を指定するのではなく、薬効成分をもとにした「一般名処方（医薬品の有効成分名で記載された処方）」を行う場合があります。

これにより、先発医薬品・後発医薬品・メーカーを問わず同一成分の薬剤にて調剤が可能となり、特定の医薬品が不足した場合でも必要な医薬品が供給しやすくなります。

6. 医療DX推進体制整備加算、医療情報取得加算

当クリニックでは、医療DXを活用することでより質の高い医療を提供を行うことを目指しています。

オンライン資格確認の導入やマイナ保険証の利用促進に取り組んでいます。

受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用することで質の高い診療を実施しています。

